

「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>14.3 JPNIC 契約組織間移転の要件 (中略)</p> <p>JPNIC 契約組織間移転の対象となる IPv4 アドレス空間の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転元となる JPNIC 契約組織を管理者として JPNIC データベースに登録されている IPv4 アドレス空間であること ・ 最小移転サイズは/24 とする 	<p>14.3 JPNIC 契約組織間移転の要件 (中略)</p> <p>JPNIC 契約組織間移転の対象となる IPv4 アドレス空間の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転元となる JPNIC 契約組織を管理者として JPNIC データベースに登録されている IPv4 アドレス空間であること ・ <u>対象となる IPv4 アドレス空間が「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫」から委任または割り当てが行われている場合、移転元となる JPNIC 契約組織への委任または割り当てから少なくとも 5 年を経過していること</u> ・ 最小移転サイズは/24 とする
<p>14.4 国際移転の要件 (中略)</p> <p>国際移転の対象となる IPv4 アドレス空間の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する IPv4 アドレス空間であること ・ JPNIC 契約組織が移転元となるケースでは、当該組織が管理者として JPNIC データベースに登録されている IPv4 アドレス空間 ・ 移転対象レジストリ契約組織が移転元となるケースでは、当該組織が管理者として移転対象レジストリのデータベースに登録されている IPv4 アドレス空間 <p>(中略)</p> <p>国際移転における移転元の要件</p>	<p>14.4 国際移転の要件 (中略)</p> <p>国際移転の対象となる IPv4 アドレス空間の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する IPv4 アドレス空間であること ・ JPNIC 契約組織が移転元となるケースでは、当該組織が管理者として JPNIC データベースに登録されている IPv4 アドレス空間 <u>であること。加えて、対象となる IPv4 アドレス空間が「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫」から委任または割り当てが行われている場合、移転元となる JPNIC 契約組織への委任または割り当てから少なくとも 5 年を経過していること</u> ・ 移転対象レジストリ契約組織が移転元となるケースでは、当該組織が管理者として移転対象レジストリのデータベースに登録されている IPv4 アドレス空間 <u>であること</u> <p>(中略)</p> <p>国際移転における移転元の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際移転の場合、移転元の要件は、移転元となる組

